

アメリカ連邦裁判所における予備的差止命令と 仮禁止命令の発令手続 (5) —わが国の仮処分命令手続への示唆—

吉 垣 実

目 次

- I . はじめに
- II . 予備的差止命令の発令手続
 - 1. 総説
 - 2. 発令要件
 - 3. 申立てと通知(以上, 法経論集 201 号)
 - 4. 立証活動と審理
 - (1) 証拠の提出(以上, 法経論集 202 号)
 - (2) 審理(hearing)(以上, 法経論集 203 号)
 - 5. 命令
 - (1) 認否の判断基準
 - (2) 命令の内容
 - (3) 命令の効力
 - (4) 命令の変更と釈明(以上, 法経論集 204 号)
 - (5) 担保
 - 6. 上訴
 - 7. 裁判所侮辱(以上, 本号)
- III . 仮禁止命令の発令手続
 - 1. 総説
 - 2. 発令要件
 - 3. 申立てと通知
 - 4. 立証活動と審理
 - 5. 命令
 - 6. 上訴
- IV . 日本法への示唆
- V . おわりに

(5) 担保 (security)⁽²⁵⁵⁾

裁判所は、予備的差止命令又は仮禁止命令を発するにあたり、差止命令が不当と判明した場合に相手方が被った費用と損害を填補するための担保の提供を申立人に命ずる⁽²⁵⁶⁾。担保提供は、予備的救済の条件である⁽²⁵⁷⁾。担保に関する判断の遺脱は、上訴における取消原因となる⁽²⁵⁸⁾。

(a) 担保提供の意義

担保提供は、以下の機能を有する。第1に、担保提供により、差止命令が不当と判断された場合に相手方は、損害賠償請求訴訟を提起することな

(255) security とは、「義務履行を保証するために提供された担保(collateral)、とくに、債務者に提供された金銭若しくはクレジットが債権者に返還されるであろうことの保証(assurance)」をいう。Garner, *Black's Law Dictionary* (10th ed) at 1559.

bond とは「1 捺印金銭債務証書(obligation)；保証(promise)。2 一定の状況が発生し若しくは一定の時間が経過した場合に金銭を支払い又は一定の行為を行う旨を約束する書面(written promise)。とくに、(1)公務員が誠実に公務を遂行しない場合に金銭を支払う旨を保証し、又は(2)公務員がそうしない場合に保証人が違約金を支払う旨を保証する、捺印された証書(instrument under seal)」を意味する。Id. at 211.

(256) Fed. R. Civ. P. 65(c).
連邦民訴規則第 65 条(c)項
(c) 担保

裁判所は、禁止又は制限が不当であると判明した場合に、その当事者が受ける費用又は損害を填補するのに適切と裁判所が認める額の担保を申立人が提供した場合に限り、予備的差止命令又は仮禁止命令を発することができる。ただし、合衆国、その官吏、及びその機関は担保を要求されない。

(257) 予備的差止命令を発する際には必ず、不当な執行により相手方に生ずる費用や損害を補償するための担保を申立人に提供させなければならない。1-7 Federal Litigation Guide § 7.34 (2).

(258) Roth v. Bank of Commonwealth ケースは次のような事例である。原告は、牧場の家畜所有権に関する公募投資契約(publicly offered investment contracts)の買主であるが、同家畜は銀行に対する債務の担保としても利用されていた。同牧場が破産手続開始の申立てをした際、原告は証券詐欺を理由として牧場と銀行を提訴した。原告は、債権執行を目的とする訴訟の提起を禁止する差止命令を求めたが、申立て係属中に、銀行はその訴訟を州裁判所に提起した。その後、被告による州裁判所における訴訟追行を禁止する予備的差止命令が発せられた。第6巡回区控訴裁判所は、この差止命令は、連邦裁判所が州裁判所における訴訟を禁止することを明文で禁止した反差止命令法(Anti-Injunction Act, 28 U.S.C.S. § 2283)に違反する旨判示した。同裁判所は、担保提供に関して「特定の額のボンドを要求しなかったことが必ずしも誤謬というわけではなく、担保要求の問題を明文で判示しなかった点に、規則 65 条(c)項の要求する裁量権行使を怠った点は同裁判官の誤謬である」と述べた。Roth v. Bank of Commonwealth, 583 F.2d 527,539 (6th Cir. 1978).

く容易に費用と損害の賠償を受けることができ、また申立人は破産リスクを免れる⁽²⁵⁹⁾。第2に、申立人は、担保額により、差止命令が不当と判断された場合に責任を負うべき賠償額の上限を知ることができる⁽²⁶⁰⁾。予備的差止命令の場合、ボンドの要求 (the requirement of a bond) が被告を守ることもあろう⁽²⁶¹⁾。

(b) 担保提供命令の要件

裁判所は、原則として必ず担保提供を命じなければならないが、例外的な状況の下で担保提供を免除する (waive security requirement) ことができる。

(イ) 申立人側に無資力の危険がない場合

差止めの相手方が自治体や郡政府 (municipality or county government) であって、当該差止命令の発令によって莫大な費用や金銭的損害を受ける可能性が少ない場合⁽²⁶²⁾、又は差止命令を求める当事者が十分な担保財産を有

(259) 予備的差止命令における担保提供は、命令の対象者が不当な制約を受けた際、更なる訴訟を提起することなく、また申立人の破産リスク (possible insolvency) を心配することなく、損害を容易に回復せしめるためのものである。Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 308.

Interlink Int'l Fin. Servs. ケースは次のような事案である。コンピューター関連の詐欺及びその関連活動を禁止する刑事法 (18 U.S.C.S. § 1030) に基づく訴訟において、被告・ソフト開発会社は、仮制止命令を得るためには10万ドル以上の担保提供を命ずるべきであると主張した。被告は、仮制止命令に従った場合、原告は被告が開発するプログラムに自由にアクセスでき、結果としてそれを不正使用するだろうと主張した。裁判所は、被告は不正使用の十分な危険を立証しており、規則65条(c)項の担保を受ける資格がある旨判示し、担保額を20万ドルと定めた。Interlink Int'l Fin. Servs. v. Block, 145 F. Supp. 2d 312 (S.D.N.Y. 2001).

(260) Instant Air Freight Co. ケースにおいて、第3巡回区控訴裁判所は、担保提供の要求の目的について明確に説明している。すなわち、裁判所は、申立人の予備的差止命令の申立てを認容する場合、担保提供を条件とするのが普通である。その場合、申立人は、予備的救済を受諾して担保提供するか、又は予備的救済の申立てを取り下げるかの選択を迫られる。申立人の判断基準は、保証額を上限とする責任のリスクを受け入れるか否かである。Instant Air Freight Co. v. C.F. Air Freight, Inc., 882 F.2d 797, 804 (3d Cir. 1989).

(261) *Development in the Law Injunction*, 78 Harv. L. Rev. 994, 1061 [Note, *Interlocutory Injunctions and the Injunction Bond*, 73 Harv. L. Rev. 333 (1959) at 338 を引用].

(262) Doe v. Miller ケースは、児童性犯罪者が学校・保育施設から2000フィート以内に居住することを禁ずる法律を司法長官が執行することを禁止する仮制止命令を

するために将来における損害賠償請求権が無価値化する危険がないような場合⁽²⁶³⁾、担保提供を免除できる。

(ロ)損害賠償請求権が発生しないであろう場合

差止的救済によって制約を受ける相手方に金銭的な損失が生じないであろう場合⁽²⁶⁴⁾、又は差止命令を求める当事者が本案訴訟において高度の勝訴可能性を有している場合⁽²⁶⁵⁾、担保提供を免除できる。

(ハ)政策的配慮により免除が正当化される場合

申立人が担保を提供する資力を有しない場合⁽²⁶⁶⁾、ボンドの要求が申立人

認めた事例である。裁判所は、被告は事件の結果について人格的利益又は財産上の利益を有していないとして、担保条件を免除した。Doe v. Miller, 216 F.R.D. 462 (S.D. Iowa 2003), *rev'd on other grounds*, 405 F.3d 700 (8th Cir. 2005).

See e.g., United States v. Oregon, 675 F. Supp. 1249 (D. Or. 1987).

(263) Continental Oil Co. v. Frontier Refining Co ケースは次のような事案である。

地方裁判所は、不法な価格設定(unlawful pricing practice)を禁止する予備的差止命令を無担保で認容した。第10巡回区控訴裁判所は、規則65条(c)項は担保の必要性について広範な裁量権を裁判所に付与している、との一般論を述べた上で、「Frontierはかなりの資産を有する企業であり、もしContinentalが当該差止命令を理由に損害を受けたとしても、損害賠償請求に対応する能力を有するとの立証がなされている」から、地方裁判所が担保を要求しなかったとしても裁量権の逸脱とはいえない、として原審を是認した。Continental Oil Co. v. Frontier Refining Co., 338 F.2d 780, 782-83 (10th Cir. 1964); Monroe Div., Litton Business Systems, Inc. v. De Bari, 562 F.2d 30 (10th Cir. 1977).

(264) International Controls Corp. v. Vesco, 490 F.2d 1334, 1356 (2d Cir. 1974).

(265) 第1巡回区控訴裁判所は、Crowley v. Furniture & Piano Moving, Furniture Store Drivers ケースの傍論において「勝訴可能性が特別に高い(extraordinarily high)事例では、この要因は保証金を要求しない追加的理由となりうるが、本件はかかる事例ではなく、時折みられるこの要因(this sometime factor)について考慮する必要はない」と述べた。Crowley v. Furniture & Piano Moving, Furniture Store Drivers, etc., 679 F.2d 978, 1000 n.25 (1st Cir. 1982), *rev'd on other grounds*, 467 U.S. 526 (1984).

(266) Deans v. Long Beach Mortg. Co ケースにおいて、裁判所は、貸付真実法(Truth in Lending Act)、不動産取引手続法(Real Estate and Settlement Procedures Act)、信用取引履歴回復機関法(Credit Repair Organizations Act)等の違反があったとする申立人の主張に基づき、被告である住宅金融専門会社(mortgage company)による担保権実行手続の一部として執行官が原告の住居を売却することを禁止する仮制し命令を発した。裁判所は、原告が訴訟救助(in forma pauperis)を受けて訴訟進行していること、固定月収があること、及び本案勝訴の可能性が高いことを理由に保証金条件を付けなかった。Deans v. Long Beach Mortg. Co., 2007 U.S. Dist. LEXIS 17535 (W.D. Mich. Mar. 12, 2007).

の人権や公民権の侵害となりうる場合⁽²⁶⁷⁾、又は担保条件が重要な連邦法上の権利の行使や公益を図ることを妨げる場合、裁判所へのアクセスを拒否することにつながる場合⁽²⁶⁸⁾、担保提供を免除できる。

(267) *Smith v. Board of Election Comm'rs* ケースは、被告が予備的差止命令を遵守することにより生ずる費用の150%の担保提供を要求したところ、裁判所がこれを選じた事例である。「かかる費用は、地方自治体にとっては比較的低額であるが、一般市民には相当の負担となろう。・・・我々は、担保提供を原告らに要求することを拒否する。この要求は、原告が憲法上認められた人権を行使するにあたり、財産資格を条件付けることになる。多くの事例をみるに、資力ある被告だけが担保提供できるにすぎない。・・・本件事案において原告に担保の提供を求めることは、原告らと彼らが保護する投票者に不当な障害を設け、その人権の行使に否定的な影響を及ぼすことになろう。」*Smith v. Board of Election Comm'rs*, 591 F. Supp. 70, 71-72 (N.D. Ill. 1984).

(268) *Temple Univ. v. White* ケースにおいて地方裁判所は、被告が連邦法および規則の要件を満たす医療補助プログラム支払レート(medical assistance program payment rate) ("map rates") を提示するまでの間、仮払金を原告に支払うよう命ずる差止命令を認めた。第3巡回区控訴裁判所は、次のように述べ、地方裁判所の保証金条件免除の決定を是認した。「第1巡回区控訴裁判所は、『総合的な福利厚生に関する連邦法から(out of comprehensive federal health and welfare statutes)』生ずる重要な連邦法上の権利や『公益(public interests)』を執行する訴訟の特殊性から、しばしば保証金の提供を不要とすべき必要が生ずる、と述べた。*Crowley*, 679 F.2d at 1000. 地方裁判所は、かかる不当な制約を防ぐため、保証金条件が権利実現に与える影響に配慮すべきである。*Id.* 本件において *Sacred Heart* は、連邦メディケイド法(federal Medicaid statute)で認められた権利を実行すべく提訴した。それは、例えばそこに偏在する低所得者患者に奉仕する地域病院としての役割を維持することを求めるという、公益実現のための訴訟追行でもある。地方裁判所の議論に照らせば、地方裁判所が *Sacred Heart* に保証金の提供を要求したとしても、同病院は当該訴訟をすることができたであろうとは、いえないように思われる。さらに、*Sacred Heart* の財政が破綻したなら、メディケイド支払いの増額請求の追行ができなくなったことであろうし、それどころか、メディケイドの患者に奉仕することもできなくなったであろう。したがって、地方裁判所が本件状況において保証金条件を免除したことは、第1巡回区控訴裁判所の定立した規則65条の例外(我々が本日採用した例外でもある)に該当すると言える。」*Temple Univ. v. White*, 941 F.2d 201, 220 (3d Cir. 1991).

第2巡回区控訴裁判所は *Pharmaceutical Soc'y* ケースにおいて、「Societyによる訴訟は、適正なレート(rate)の確保という公益を追求するものであり、それによって医療提供者(provider)が『メディケイド・プログラム(Medicaid program)から脱落』しないようにするものである」と述べた。*Pharmaceutical Soc'y v. New York State Dept of Social Servs.*, 50 F.3d 1168 (2d Cir. 1995).

LTCPA ケースは、その構成員たる薬局が、専門サービスを看護施設に提供して当該施設の入居者が最善の看護を受けられるようするための十分かつ妥当な還付を求めて提訴した事案である。第1巡回区控訴裁判所は、被告の財産的損失は回復できないものではなく、他の合法的手段により埋め合わせることができる、としたうえで、本訴は公益に関するものであり、保証金条件の例外にあたるとした。*Long Term Care Pharm. Alliance v. Ferguson*, 260 F. Supp. 2d 282 (1st Cir. 2004).

(c) 担保提供命令の手續

(イ) 担保提供の方法

担保提供の方法の一つとして、保険料(premium)を支払って、保証会社(bond company)や保険会社を利用する方法がある。その場合、保証会社は「保証人(surety)」となり、当事者が義務履行を怠った場合につき保証額の限度で責任を負うことになる。掛け金は、保証金の額面の1%から3%で、年ごとに回収されるのが一般的である。保証を求める者は、保証会社に完全な資産報告書(financial statement)を提供しなければならず、保証会社は信用調査を実施する。保証会社は、保証を求める者の財務状態と資産に応じて、掛け金に加えて、現金、預金証書(CD: certificate of deposit)、市場性のある証券でもって保証金(deposit)の一部又は全部を要求するかもしれない⁽²⁶⁹⁾。

別の方法として、エクスクロー勘定を利用する方法がある⁽²⁷⁰⁾。エクスクロー勘定は、利子が付く場合があり、またその利用料が保証料と比べ低廉(無料のこともある)である、という利点がある⁽²⁷¹⁾。

(ロ) 担保額の決定

担保額の決定は、裁判所の裁量による⁽²⁷²⁾。裁判所がその評価を誤る場合

(269) 以上につき、Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 319.

(270) International Kennel Club, Inc. v. Mighty Star, Inc., 846 F.2d 1079, 1083 (7th Cir. 1988); Big Lots Stores v. Jaredco, Inc., 111 Fed. Appx. 348, 349 (6th Cir. 2004); Ecolab, Inc. v. Envirochem, Inc., 2000 U.S. App. LEXIS 20187, *2-3 (Fed. Cir. July 21, 2000).

(271) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 320.

(272) United Healthcare Ins. Co. v. AdvancePCS, 316 F.3d 737, 745 (8th Cir. 2002); GoTo.com, Inc. v. Walt Disney Co., 202 F.3d 1199, 1211 (9th Cir. 2000); Doctor's Assocs. v. Distajo, 107 F.3d 126, 136 (2d Cir. 1997).

bond額をどのように決定するのかについて、次の事例が参考になる。

Sanofi-Synthelabo v. Apotex, Inc., ケースは、医薬品の特許侵害訴訟で発せられた予備的差止命令に関して4億ドルのbond額が認められた事例である。連邦巡回区控訴裁判所は、Apotexの失うべき利益等を適切に見積もった地裁の判断は妥当であるとして原審を是認した。Sanofi-Synthelabo v. Apotex, Inc., 470 F.3d 1368 (Fed. Cir. 2006).

City of Phila. v. One Reading Ctr. Assocs., ケースは、契約違反が問題となった事件であり、裁判所はビルの売却を禁止する予備的差止命令を発し、bond額を8000万ドルとした。その金額はビルの概算販売価格であり、不当な差止めにより被告が受けるべき損害の公正な補償額であるとされた。City of Phila. v. One Reading Ctr.

も否定できないところ、そのような場合には「高額の側に誤るべきである (should err on the high side)」と判示した裁判例がある⁽²⁷³⁾。仮に、不当に低く

Assoc., 143 F. Supp. 2d 508 (E.D. Pa. 2001).

Northern States Power Co. ケースは、電力会社(原告)が、連邦公共交通局(Federal Transit Administration)、ミネソタ州運輸省長官、及びミネソタ州都市評議会(Minnesota Metropolitan Council)(被告ら)を連邦法違反で訴えた事案である。被告らは、反訴を提起し、連邦地裁は一定の地下送電線と関連施設を自己費用で移転させるよう命じる予備的差止命令を発した。その費用は400万ドルから1000万ドルと推計されたが、連邦地裁は、申立人の支払能力に懸念はないとの理由から、5万ドルのボンドを要求するに止まった。第8巡回区控訴裁判所は、発令に関しては原審を是認したものの、ボンド額の設定が過小であるとして、事件を差し戻した。Northern States Power Co. v. Fed. Transit Admin., 270 F.3d 586 (8th Cir. 2001).

Smash, L.L.C. ケースは、クリスマス装飾品に関する特許侵害事件である。裁判所は、相手方の売上げ、在庫、市場シェアの喪失をカバーするために、ボンド額を10万ドルに設定した。Smash, L.L.C. v. New England Pottery Co., 2001 U.S. Dist. LEXIS 17803 (S.D. Fla. July 24, 1997).

Candle Factory, Inc. ケースは、貝殻形のキャンドルに関する著作権侵害事件である。被告が原告の有効な著作権(valid copyright)を侵害しており、販売禁止によって不当な損害を受けることはないとして、ボンド額を500ドルとした。Candle Factory, Inc. v. Trade Assocs. Group, 23 Fed. Appx. 134 (4th Cir. 2001).

(273) Mead Johnson & Co. v. Abbott Labs., ケースは次のような事案である。

Mead Johnson & Co.(原告)と Abbott Labs.(被告)は粉ミルク製品の競業者である。Abbott が様々な調査に基づき、自社製品は「医者第1希望(1st Choice of Doctors)」であると宣伝したため、そのような文句は誤解を生じさせるとして原告が差止めを求めた。地方裁判所は、当該宣伝を禁止する命令を発し、担保額を100万ドルとした。被告が、発令と担保額を争って上訴した。控訴審は、当該文言の使用は不当ではないとして、事件を地方裁判所に差し戻した。また、ボンドの額は少なくとも当面の費用(例えば商品ラベルの張替費用)を含むものとして、あり得べき損失(営業損失)を評価して設定すべきであるところ、地方裁判所が原告に求めたボンド額は不当に低額であったとして、誤謬を認めた(なお、Abbott は、シェアの喪失は1%あたり1600万ドルであると主張したが、Mead Johnson & Co は1000万ドルまで譲歩していた)。第7巡回区控訴裁判所は、「担保額を設定する際には、地方裁判所は高額の側に誤るべきである(should err on the high side)。もし地方裁判所が、Abbott が要求するように、ボンドを5000万ドルと定めたとしても、Abbott にこの額の権利を認めたことにはならず、この『寛大な』額を確定額に変える(converting the "soft" numbers to hard ones)ために Abbott はなおその損失を証明しなければならない。したがって、ボンド額の設定を誤って高額に設定することは、深刻なものではない。(Mead Johnson やその親会社 Bristol-Myers Squibb Co. のような支払能力のある企業にとって、ボンド、スタンバイ信用状又は等価の証券を提供する費用は、とてもわずかな金額である。)・・・誤って発せられた予備的差止命令を理由とする損害賠償はボンド額を超えることができないから、別の方向に決定を誤ると、残念ながら、回復不能の被害を生じさせる。See generally Note, *W.R. Grace & Co. v. Rubber Workers*, 461 U.S. 757, 770 n.14, 76 L. Ed. 2d 298, 103 S. Ct. 2177 (1983); *Russell v. Farley*, 105 U.S. 433, 437-38, 26 L. Ed. 1060 (1882); *Coyne-Delany Co. v. Capital Development Board*, 717 F.2d 385, 393-94 (7th Cir. 1983). Abbott は現在、地方裁判所の決定により生じたかなりの損失を受忍しなければならない」と述べた。Mead Johnson & Co. v. Abbott Labs., 201 F.3d 883, 888 (7d Cir. 2000).

見積もってしまうと、損害賠償は担保額の限度で制限される関係上、相手方に不当な損害を被らせる危険がある⁽²⁷⁴⁾。反対に、不当に高く見積もった場合、現実に還付されるのは相手方が証明した損害額に限られるから、申立人が受ける損害は最小限度である⁽²⁷⁵⁾。

実際問題として、裁判所の妥当な裁量権行使を促すため、不当な差止命令の発令によって損害が発生することの立証負担(burden to prove evidence of the damages)は、予備的差止命令に反対する当事者の側にある⁽²⁷⁶⁾。証拠提出の懈怠は、裁判所の専門的評価に任せること、あるいは、控えめな見積もりを招来することにつながる⁽²⁷⁷⁾。裁判所は、名目ばかりの額(nominal amount)の担保提供を命ずることもできる⁽²⁷⁸⁾。

(274) Mead Johnson & Co. v. Abbott Labs., 201 F.3d 883, 888 (7d Cir. 2000).

(275) American Hospital Supply Corp. ケースにおいて第7巡回区控訴裁判所は、差止命令ボンドは単に損害賠償の上限を設定するのみであり、損害賠償額についてはなお証明を要するとした(Coyne-Delany Co. v. Capital Development Bd., 717 F.2d 385, 391-94 (7th Cir.1983). を引用)。American Hospital Supply Corp. v. Hospital Products, Ltd., 780 F.2d 589, 597 (7th Cir. 1986).

(276) *Id.*

(277) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 314.

"The Cascades" of Levitt Home ケースにおいて裁判所は、「ボンドの発行に関して、被告は予備的差止命令が認容された場合に受けることになる金銭的損害について何らの証拠も提出していない。例えば、逸失営業利益、広告費用、又はその他予備的差止命令の申立てを認容した場合の出費の見積もりについて、本裁判所は何らの提出も受けていない。本裁判所に対して主張又は証明されない損害について、考慮又は評価するのは本裁判所の役割ではない。しかしボンドは、被告が本案において勝訴し、又は予備的差止命令が取り消された場合に被告が受けるべき弁護士報酬や訴訟費用の還付を保証するために必要である。したがって、本裁判所による予備的差止命令の発令条件として、本裁判所の書記官事務所に5万ドルのボンドが提供されるべきものとする」と述べた。"The Cascades" of Levitt Homes v. "The Cascades" of Sabatello Development Corp., III, 1997 U.S. Dist. LEXIS 17095, *24-25 (S.D. Fla. July 24, 1997).

See Howard Johnson Int'l, Inc. v. Craven Properties Ltd., 2002 U.S. Dist. LEXIS 19744, *20-21 (M.D. Fla. June 13, 2002); American Train Dispatchers Dep't of the Bhd. v. Fort Smith R.R., 931 F. Supp. 618, 624 (C.D. Ill. 1996).

(278) Barahona-Gomez v. Reno, ケースは、第9巡回区控訴裁判所が司法長官による新入管法(immigration regulation)施行前に原告の国外退去を停止させる予備的差止命令を認めた事案である。裁判所は、差止命令により政府が支出する費用は最小限度であり(政府側は、退去させるはずの外国人を退去させなかったことにより生ずる費用、及び上訴費用はかなりの額になると主張していた)、原告の請求には公益が含まれており、また原告には担保提供をする財産的手段がないことを理由にボンド額を1000ドルとした地方裁判所の決定を是認した。Barahona-Gomez v. Reno, 167 F.3d 1228 (9th Cir. 1999).

(ハ) 担保額の変更

当該差止命令の有効期間中、いずれの当事者も、担保額の変更を求める申立てをすることができる⁽²⁷⁹⁾。しかし、裁判所は、予備的差止命令が取り消された場合に、遡及的にボンド額を増加させることはしない⁽²⁸⁰⁾。差止命令におけるボンドを命令の取り消し後に増加させる余地は、論理的にも法的にも存在しない⁽²⁸¹⁾。

Copeland v. City of E. Chi., ケースにおいて、裁判所は、議員候補者(原告)が公園で大会を開くことを認めるよう City of East Chicago(被告)に命じる予備的差止命令を認めた。ボンド額について、原告は市に金銭的損害が生じるおそれはないと主張したが、被告は大会後の清掃費用、警備費用、及び保険料などで1万ドルはかかると主張した(そのような集会を開く費用は、通常30ドルであった)。裁判所は、利用者に対して費用の支払い(交通整理、安全確保、清掃などの費用)を条件にこれ[担保提供]を認めた事例を挙げていないとして、ボンド額を150ドルとした。Copeland v. City of E. Chi., 2007 U.S. Dist. LEXIS 30576, *11 (N.D. Ind. Apr. 23, 2007).

(279) ノーリス・ラガーディア法事件において、予備的差止命令に対する上訴費用、弁護士報酬のために、ボンド額を1000ドルから10万ドルに増やした事例がある。Alton & Southern Ry. v. Brotherhood of Maintenance of Way Emples, 899 F. Supp. 646, 651 (D.D.C. 1995).

Friends of Earth, Inc. ケースは、非営利法人が、サンフランシスコ国際空港の拡張に関して連邦環境政策法(National Environmental Policy Act)の下での環境影響評価報告書(environmental impact statement)の準備の強制、及び連邦基金の利用と更なる工事の禁止を内容とする差止命令を求めた事案である。第9巡回控訴裁判所は、非営利団体の申立てを認めて、担保提供について再考させるため事件を差し戻した。連邦地裁は4500万ドルのボンドを要求していたが、控訴裁判所は非営利団体によるボンド縮減の申立てにつき、別の裁判体が非営利団体の差止命令を認めて黙示的に勝訴可能性の存在を肯定しているから、当該ボンド額は不合理であるとして、ボンド額を1000ドルに縮減した。Friends of Earth, Inc. v. Brinegar, 518 F.2d 322 (9th Cir. 1975).

(280) Sprint Communs. Co. L.P. ケースは、原告が無権限かつ未払いの電話網の利用を禁止する予備的差止命令を求めた事案である。裁判所は、長距離電話サービス業者に対して、顧客に長距離電話会社の電話網を利用させてはならず、そのための排除措置を講じるよう命じる予備的差止命令を認めた。差止命令の発令後、いくつかの地方電話会社がこの排除措置の設定・維持の費用をサービス業者に課したため、サービス業者は多大な費用負担を強いられることとなった。連邦地裁は、時の経過とともに状況は差止命令を正当化できない方向に変化したとして、予備的差止命令を取り消すと同時に、ボンド額を25万ドルから495万ドルに増すよう命じた。連邦高裁は、原決定のうち予備的差止命令を取り消した部分は是認した。しかし、担保提供の目的は予備的差止命令を取得した際に提供する額を責任の上限とすることであり、もしボンド額を遡及的に増加するなら申立人に予期せぬ責任を課することになるとして、ボンド額を増加させた部分については原審に差し戻した。Sprint Communs. Co. L.P. v. CAT Communs. Int'l, Inc., 335 F.3d 235 (3d Cir. 2003).

(281) Mead Johnson & Co. v. Abbott Lab., 209 F.3d 1032 (7th Cir. 2000).

(d) 担保提供命令の効果

(イ) 原則

不当な差止命令を原因とする損害賠償は、提供された保証金の範囲に限定される⁽²⁸²⁾。差止命令保証証書(injunction bond)は、保証額を不当な差止命令の「価格(price)」とする裁判所と申立人間の契約とみられるためである⁽²⁸³⁾。損害賠償は保証金に限定されるから、差止命令の発令時に担保提供が命じられなければ、相手方は不当な差止命令により受けた損害の賠償を別訴により請求できない⁽²⁸⁴⁾。

(ロ) 例外①：不誠実

差止命令の申立人が不誠実(bad faith)である場合に、保証金を超えて損害回復を認める場合がある⁽²⁸⁵⁾。不誠実に差止命令を取得した者は、損害賠償の制限という恩恵を受けるに値しないからである⁽²⁸⁶⁾。

(282) 13 Moore's Federal Practice § 65.50[2]; see e.g., Continuum Co. v. Incepts, Inc., 873 F.2d 801, 803 (5th Cir. 1989); Blumenthal v. Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc., 910 F.2d 1049, 1054 (2d Cir. 1990); Buddy Systems, Inc. v. Exer-Genie, Inc., 545 F.2d 1164, 1168 (9th Cir. 1976).

(283) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 308.

(284) W.R. Grace & Co. ケースにおいて裁判所は、「保証金がなければ、不当に発せられた差止命令の名宛人たる当事者は、悪意の執行(malicious prosecution)の事実を立証できないかぎり、費用を除いて何も回復することはできない。その者が何かを回復できるとすれば、保証金に基づいて、[回復]できるだけである」と述べた。W.R. Grace & Co. v. Local Union 759, Int'l Union of United Rubber, 461 U.S. 757 (1983).

Great Southern Co. ケースにおいて裁判所は、誤って発せられた暫定的差止命令を原因とするいかなる損害の回復も命令の定める保証額に限定されるというのが一般原則であり、予備的差止命令が保証金なしに設定された場合、回復可能な損害の額はゼロであるとの判断を示した。Great Southern Co. v. Kleinman, 1992 U.S. Dist. LEXIS 7641, at *2-3 (N.D. Ill. June 1, 1992).

(285) Coyne-Delany Co. v. Capital Dev. Bd., 717 F.2d 385, 393 (7th Cir. 1983); Adolph Coors Co. v. A & S Wholesalers, 561 F.2d 807, 813 (10th Cir. 1977).

(286) Don Post Studios, Inc. ケースは、原告が市場における優位性を確保する目的から、当該著作権が無効であることを知りながら、それに基づいて差止命令を求めた事例である。裁判所は、不当な差止命令による損害賠償の範囲を保証額に制限するのを拒絶した。Don Post Studios, Inc. v. Cinema Secrets, Inc., 148 F. Supp. 2d 572, 576 (E.D. Pa. 2001).

(ハ) 例外②：不当利得

当事者は、提供された保証金がなくとも又はその範囲を超えて不当利得 (restitution) の、返還を請求できることがある⁽²⁸⁷⁾。不当利得の原理によれば、不当に発せられた差止命令により利得を得た者は、その利得は差止命令がなければ取得しないはずのものであるから、その差止命令により侵害を受けた者にその利得を返還する義務を負う⁽²⁸⁸⁾。ただし、これはエクイティ上の原理であって、その適用は裁判所の裁量による。差止命令の保証金からの損害回復が不適切と認める場合にのみ、不当利得の返還を認める裁判所もある⁽²⁸⁹⁾。

(e) 担保からの回収 (collecting on an injunction bond)

(イ) 差止命令の発令の不当性の判断基準

連邦民訴規則は、差止命令が不当に発せられた場合に、費用と損害の回収を認めているが⁽²⁹⁰⁾、その差止命令の発令の不当性 (wrongfulness)⁽²⁹¹⁾ につ

(287) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 310.

(288) Caldwell ケースにおいて第 9 巡回区控訴裁判所は、不当利得の主張は不公正な蓄財 (unjust enrichment) の理論に基づくものであるから、差止命令の保証金を提供されていない場合であっても、地方裁判所はその裁量において被告による不当利得返還の申立てを考慮することができるとの判断を示した。Caldwell v. Puget Sound Electrical Apprenticeship & Training Trust, 824 F.2d 765 (9th Cir. 1987).

(289) Connecticut Hosp. Ass'n ケースは次のような事案である。

原告である病院が、州を通じて受領していたメデイケアの還付 (reimbursement payment) の適切性を争った。裁判所は合理的な費用原理に基づく還付基準によることを命ずる予備的差止命令を発した。病院は 4700 万ドルの差止命令保証金を提供した。9 ヶ月後、控訴裁判所はこの差止命令を取り消した。州は、将来の還付請求額を控除した 9 ヶ月分の過払金 (2600 万ドル程度) の返済を求める旨を病院に通知したが、裁判所は、病院の保証金は過払金を十分にカバーしているので、この種の不当利得返還を差し控えるよう命じた。

Connecticut Hosp. Ass'n v. O'Neill, 891 F. Supp. 693, 695 (D. Conn. 1995).

(290) Fed. R. Civ. P. 65(c).

See, Note, *Recovery for Wrongful Interlocutory Injunctions Under Rule 65(c)*, 99 Harv. L.Rev. 828, 844.

(291) wrongful とは「1. 不公正又は不正義とみなされる (characterized by unfairness or injustice)。2. 法に反する (contrary to law)；不法な (unlawful)。3. (人について) そうする資格がない (not entitled to the position occupied)。(文例省略)」を意味する。Garner, *Black's Law Dictionary* (10th ed) at 1849-50.

いてはいくつかの判断基準がある⁽²⁹²⁾。

①本案勝訴を目安とする基準 発令の不当性を決定する一般的な基準は、差止めを受けた当事者が本案で勝訴したかを考慮するが、最終的には損害賠償の認否や範囲を裁判所の裁量(judicial discretion)に委ねる、というものである⁽²⁹³⁾。この「裁判所の裁量基準」を用いる裁判所のほとんどは、不当な差止めを受けた当事者(本案で勝訴した者)は担保に執行して担保額上限まで損害を回復できるとの推定(rebuttable presumption)を用いている⁽²⁹⁴⁾。しかし、この推定の下においても、裁判所は当事者間の衡平を無視してまで担保への執行を許さなければならないものではなく、現実を受けた損害の証明があれば自動的にその賠償を担保から与えなければならないものでもない⁽²⁹⁵⁾。この推定は、申立人に相手方の損害にも配慮すべきことを求めるという担保要件の重要な目的を確保するのに必要である⁽²⁹⁶⁾。National kidney

(292) Network Int'l, L.C. v. Worldcom Techs., Inc., 133 F. Supp. 2d 713,717 (D. Md. 2001).

(293) 前掲 Network Int'l, L.C. v. Worldcom Techs., Inc., ケースは、裁判所の裁量基準は、「『遠い昔から行われてきた(has been exercised from time immemorial)』裁判所固有の発令権限の当然の延長にすぎない。Russell v. Farley, 105 U.S. 433, 438, 15 Otto 433, 26 L.Ed. 1060 (1881).」と述べる。Id, at 718.

(294) Nintendo of America, Inc. v. Lewis Galoob Toys, Inc., No. 92-16364, 16 F.3d 1032, 1994 U.S. App. LEXIS 2610, at *12 (9th Cir. Feb. 17, 1994).

(295) Page Communications Engineers, Inc. v. Froehlke, 475 F.2d 994 (D.C. Cir. 1973); Coyne-Delany Co. v. Capital Dev. Bd., 717 F.2d 385, 392 (7th Cir. 1983)[被告が損害の軽減措置を怠ったことはボンド内で損害賠償が認められるとの推定を覆滅する十分な理由(good reason)となりうる].

(296) National Kidney Patients Ass'n v. Sullivan, ケースは次のような事案である。

トリアル裁判所は、メディアケア提供者(Medicare provider)に対してメディアケアの支払いをするよう米国保健福祉省長官(The Secretary of the Department of Health and Human Services)に命ずる予備的差止命令を認めた。議会決議の結果、当該差止命令は変更され、ムートを理由に取り消された。保健福祉省は、当該差止命令の発効中に1500万ドルを提供者に支払ったが、それは同省が支払わねばならない金額を超過していると主張して、ボンドからの損害填補と同省の控除手続(administrative recoupment process)の適用を裁判所に求めた。しかし、裁判所はこれを認めなかった。特別区巡回控訴裁判所は、連邦地裁はこの推定を無視し、回復がエクイティ上の利益に適用することを立証すべき責任を差し止められた被告に課した点に誤りがある旨判示して、原判決を取り消し、75万ドルのボンドからの回収と控除手続の適用を認めた。同裁判所は、この推定の意義について、以下のように述べた。「不当な差止命令についての損害は賠償されるべきとの推定がなければ、予備的差止命令の追求を敢行するかどうかを決定するに際して申立人に相手方が受けるべき損害にも配慮さ

事件において、特別区巡回控訴裁判所は、申立人が、誠実に (in good faith) 請求をなしたこと、請求が根拠の薄い (frivolous) ものでないこと、差止命令によって不当な利益を得ていないこと及び予備的差止命令の認容が公益を推進するものであったこと、のいずれを証明しようとも、この推定の覆滅には不十分であるとした⁽²⁹⁷⁾。

他方で、差止めを受けた当事者が本案で勝訴した場合には常に当該差止めの不当性を認定し、ボンドへの損害賠償を認める、という立場もある⁽²⁹⁸⁾。この基準は、裁判所の裁量を問題としない点から、「自動的損害賠償基準」 (automatic damages standard) と呼ばれる⁽²⁹⁹⁾。これと同様に、差止めを受けた当事者が本案の中心的争点で最終勝訴した場合に、当該差止命令を不当とし、賠償を認める立場がある⁽³⁰⁰⁾。

せるという、ボンドの重要な目的が達成できなくなろう。浅薄な請求の阻止は、この推定にかかっているのである。Compare Note, *Interlocutory Injunctions and the Injunction Bond*, 73 Harv. L. Rev. 333, 342 (1959), 同論文は、裁判所のインセンティブについてこれに対応する議論をしている。『中間的差止命令の認否の判断に際して考慮すべき要因から被告に生ずべき被害の要因を事実上排除するためには、差止命令が誤って発せられた場合には常に差止命令の担保により損害填補を被告に保証しなければならない。』 See also Note, *Recovery for Wrongful Interlocutory Injunctions Under Rule 65(c)*, 99 Harv. L. Rev. 828 (1986). National Kidney Patients Ass'n v. Sullivan, 958 F.2d 1127, 1135-36 (D.C. Cir. 1992).

(297) 裁判所は、ボンド額の算定において考慮するのは、被告に生ずべき被害の額であり、原告の不当利得ではないとし、「そのような焦点の転換がボンドの奨励効果を鈍らせることは明らかである (Any such shift in focus would plainly blunt the bond's incentive effects.)」と述べた。Id. at 1135.

(298) Atomic Oil Co. of Oklahoma v. Bardahl Oil Co., ケースは、商標侵害事件において原告の被告に対する予備的差止命令が認められたが、この差止命令は上訴審において取り消されたという事例である。

被告は、差止命令ボンドから損害賠償を回収すべく独立の訴えを連邦地裁に提起したところ、地裁はボンド額上限までの回収を認め、連邦高裁もこの判決を是認した。連邦高裁は、原告が永久的差止命令を得られないとの判断は、必然的に、仮の差止命令の発令が不適切であったことの証明になると判示した。Atomic Oil Co. of Oklahoma v. Bardahl Oil Co., 419 F.2d 1097 (10th Cir.1969), cert. denied 397 U.S. 1063, 90 S.Ct. 1500, 25 L.Ed.2d 685 (1970) (Buddy Systems, Inc. v. Exer-Genie, Inc., 545 F.2d 1164 (9th Cir.1976). を引用)。

(299) Network Int'l, L.C. v. Worldcom Techs., Inc., 133 F. Supp. 2d 713,717 (D. Md. 2001).

(300) Blumenthal v. Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc., 910 F.2d 1049 (2d Cir. 1990).

②発令時の過誤を目安とする基準 いくつかの裁判所が採用する別の基準は、申立人が本案訴訟で最終的に勝訴するかどうかとは無関係に、命令取得時に申立人が適切な基準を満たしていたか又は何らかの瑕疵があったかどうかを考慮する、というものである。「発令時の過誤基準」(error in issuance standard)と呼ばれる。この基準は、相手方が本来であれば禁止・制限されるべきでなかったのに、誤って禁止・制限されてしまった場合に、差止命令が不当に発せられたことになる、と考える⁽³⁰¹⁾。

③悪意を目安とする基準 訴訟が悪意をもって追行されていた場合に限り、差止命令の不当性を認める基準もある⁽³⁰²⁾。これは、「悪意の追行基準」(malicious prosecution standard)と呼ばれる。この基準は、ボンドが不十分な場合にのみ適用される⁽³⁰³⁾。

(301) Network Int'l, L.C. v. Worldcom Techs., Inc., ケースは、この基準を次のように説明している。

「『発令時の過誤(error in issuance)』基準は、差止命令により禁止・制限された者が、禁止・制限されるべきでないのにそうされてしまった場合に、その者は不当に禁止・制限されたと解するのである。差止命令ボンドからの回収が許される状況について言えば、連邦裁判所が認めた基準はいくつかあるようである。第1は、『発令時の過誤』基準と呼べるものであり、原告の本案勝訴の可否とは無関係に、原告が差止命令の救済を求める基準を満たしていなかった場合、又は差止命令の発令に際して瑕疵が存在した場合、被告は不当に差し止められたことになる。See e.g. *Northeast Airlines v. Nationwide Charters and Conventions Inc.*, 413 F.2d 335, 338 (1st Cir. 1969) (予備的差止命令が広範に過ぎたことを理由に被告が受けた損害につき原告へ賠償請求ができるとした); *Future Fashions Inc. v. American Sur. Co.*, 58 F. Supp. 36 (S.D.N.Y. 1944) (差止命令が本案勝訴可能性の立証の不十分性を理由に取り消された場合に、ボンドへの損害賠償を認めた。); see generally Note, 99 Harv. L. Rev. 828 (n.34). この基準が、『不当に禁止・制限された(wrongfully enjoined or restrained)』という文言を、『禁止・制限されるべきでないのに禁止・制限されてしまった場合に、その者は不当に禁止・制限されたといえる』、というような論理解釈をしていることは疑いがない。See *Cappaert Enterprises v. Citizens & S. Intern. Bank*, 564 F. Supp. 214, 218 (E.D. La. 1983).」 Network Int'l, L.C. v. Worldcom Techs., Inc., 133 F. Supp. 2d 713,717 (D. Md. 2001).

(302) *Greenwood County v. Duke Power Co.*, 107 F.2d 484,487 (4th Cir. 1939).

(303) *Cappaert Enterprises v. Citizens & Southern International Bank*, ケースは「悪意の追行」基準について説明している。

「『自動的損害賠償』基準においては、裁判所が永久的差止命令の請求を拒否した場合、それ以前に差し止めを受けていた当事者は自動的に損害賠償を得る資格をもつことになる。C & Sの指摘によれば、裁判所も当初はこれに同意していたが、適用すべきルールとしては、『悪意の追行』基準という、第3の基準がある。この

(ロ) 損害賠償額の決定

不当な差止めを受けた当事者は、その賠償金を差止命令の担保より回収するために、不当な差止命令の発令によって通常、実際、かつ直接的に生じた損害(damages that naturally, actually, and proximately resulted from)の額を証明しなければならない⁽³⁰⁴⁾。したがって、担保からの回収は、差止命令そ

基準によれば、差止めを受けた当事者は、暫定的差止命令の救済の申立人が相당한理由なくかつ悪意で(maliciously and without probable cause)訴訟追行したのではない限り、差止命令の不当な発令により生じた損害の填補を受けることができない。しかしこの基準は、本件とは無関係である。この基準は、差止命令の救済の申立人が十分な担保を提供しなかった場合にのみ適用される。See, e.g., *In Re J.D. Jewell, Inc.*, 571 F.2d 928 (5th Cir.1978).」

Cappaert Enterprises v. Citizens & Southern International Bank, 564 F. Supp. 214, 218 (E.D. La. 1983)

「担保が提供されない場合、差止めを受けた当事者は、差止命令の救済の申立人が正当な理由なくかつ悪意で提訴したこと又は申立人が当該救済の取得によって不当利得を得たこと、のどちらかを立証した場合に限り、回収することができる。See C. Wright and A. Miller, 11 *Federal Practice and Procedure*, § 2973, p. 652, and nn. 38 and 39 (citing cases).」 *Id.*, at 218 n.4.

(304) *Stoll-DeBell*, *supra* note 8, at 323.

Plourde v. Gladstone ケースは次のような事例である。原告は、被告(*Gladstone*)がその所有地において除草剤を噴霧することを禁止する仮制止命令を求めた。被告がそれに同意したため、裁判所は3万ドルのボンドを担保として提供するよう原告に命じた。その後、原告の予備的差止命令の申立ては却下された。被告は、仮制止命令の効力期間中に除草剤をとうもろこしに噴霧できなかったことによる損害は2万506ドルであると主張し、ボンドの執行を請求した。裁判所は、以下のように判示して、被告のボンドに対する請求を退けた。「まず入口の問題(threshold matter)として、権利主張者(claimant)が損害賠償を回収するためには、損害の発生を証明しなければならない。しかし最も証明度の低い証拠の優越基準を想定してみても、*Gladstone*の請求は失敗している。その請求は、よく見ても、仮制止命令の期間前・期間中・期間後のとうもろこしの状態と矛盾する不正確な情報と証言に基づいており、単純に言って説得的でなく、仮制止命令の短い期間中にその穀物に噴霧できないことが直接的に損害を引き起こしたことを証明していない。12月4日の審理における彼の唯一の証言において、*Gladstone*自身が仮制止命令の前に穀物に噴霧したかどうかを思い出せていない。にもかかわらず、彼の主張する損失の唯一の根拠は、彼自身の記憶であり、信頼するに足りない。彼は、穀物評価報告書(crop evaluation reports)、損害を受けた穀物の写真、又は除草剤供給者の証言なども提出していない。さらに、*Gladstone*がその損害を証明したとしても、原告は、被告が仮制止命令の失効後に他の除草剤を使用して損害を軽減するのを怠ったことを証明する有力な証拠(compelling evidence)を提出しているのに、被告はこの証拠を反証していないし、なぜ他の除草剤を使用しなかったかの説明もしていない」。 *Plourde v. Gladstone*, 2004 U.S. Dist. LEXIS 298 (D. Vt. Jan. 9, 2004).

B.G. Soft Ltd. v. B.G. Soft Int'l Inc., ケースは次のような事例である。原告は、被告がビデオの販売・頒布を禁止する仮制止命令を取得し、原告は7500ドルのボンドを提供した。その後、仮制止命令は予備的差止命令に転換されたが、原告は本案請求をしなかったため、予備的差止命令は取り消された。被告が損害についてボンド

れ自体の運用の結果として生じた損害についてのみ認められるのであって、差止命令とは別個の訴訟により生じた損害については認められない⁽³⁰⁵⁾。損害は、絶対的确实性(mathematical certainty)をもって証明する必要はないが、憶測的(speculative)なものであってはならない⁽³⁰⁶⁾。裁判所は、他の損害賠償請求の事例と同様の基準で損害を評価しているのである。

(ハ) 弁護士報酬の回収

連邦裁判所においては、特別法の規定がない限り、弁護士報酬(attorney fees)をボンドから回収することはできないのが一般である⁽³⁰⁷⁾。反対に、州

からの還付を求めたところ、裁判所は、一定の損害については仮禁止命令による営業喪失として損害賠償を認めたが、現実の契約に基づかない営業喪失や、見本市への参加費用(trade convention expenses)(仮禁止命令は見本市への参加を禁じてはなかった)については、憶測的(speculative)として、賠償を認めなかった。また裁判所は、被告の事業の失敗(failure of business)により生じた損害の賠償を認めなかった。B.G. Soft Ltd. v. B.G. Soft Int'l Inc., 2002 U.S. Dist. LEXIS 13554, *8-11 (E.D.N.Y. Apr. 30, 2002).

(305) Medafrica Line, S.P.A. v. American West African Freight Conference, 654 F. Supp. 155 (S.D.N.Y. 1987).

(306) Lever Bros. Co. v. International Chemical Workers Union, 554 F.2d 115, 120-21 (4th Cir. 1976).

(307) Minnesota Power & Light Co. v. Hockett ケースは次のような事例である。

電力会社(原告)が、自動車オークション会社から子会社を買収し、両社は非競争・非開示の合意をした。しかし、被告はその後同業を始めたので、原告は合意の強制履行を求める訴えを提起した。地方裁判所は被告に対する予備的差止命令を認めた。本訴において、地方裁判所は事物管轄(subject matter jurisdiction)の欠缺を理由に請求を退けた。被告は弁護士報酬の賠償を求める申立てをしたが、地裁はこれを却下した。第7巡回区控訴裁判所は、「弁護士報酬の賠償を認める州法上のルールは連邦民訴規則 65 条(c)項に抵触し、最高法規条項(Supremacy Clause)により州法ルールは譲歩を余儀なくされる」と判示して、原審を是認した。Minnesota Power & Light Co. v. Hockett, 14 Fed. Appx. 703,708 (7th Cir. 2001).

Apul Fruitconsult Ag v. Amodess J.V., ケースは次のような事例である。原告は、被告の銀行口座につき取引停止の仮禁止命令を取得した。原告はそれに関する予備的差止命令の取得に失敗し、仮禁止命令は期限切れで失効した。被告は、原告による不当な制限により被った損害とともに、弁護士報酬などの賠償をも求める申立てをした。原告は、仮禁止命令は連邦民訴規則に基づいて発令されたが、同規則は弁護士報酬のための担保を要求していない、と主張した。裁判所はこれを認め、申立てを退けた。Apul Fruitconsult Ag v. Amodess J.V., 1997 U.S. Dist. LEXIS 18617 (E.D.N.Y. Oct. 17, 1997).

制定法が弁護士報酬の請求を認めている場合には、ボンドから回収することも可能である。B.G. Soft Ltd. v. B.G. Soft Int'l Inc., ケースにおいて裁判所は、著作権法は裁判所の裁量により弁護士報酬の賠償を勝訴者に認めてよい旨規定するが、「被告の本案勝訴の蓋然性が疑わしい場合、かかる報酬の賠償を認めるべきではない」と述

法においては、差止命令が非常の救済であることを理由に(それは不当な差止めにより被告が被るであろう損害を十分に補償できる場合にのみ認められる救済であって、かつ、被告は通常訴訟を進行する場合以上の費用負担を強いられる手続である)、担保から弁護士報酬分の還付を受けることを認める場合も多い⁽³⁰⁸⁾。ただし、州籍相違(diversity jurisdiction)事件において、連邦裁判所が命令を発した場合には、連邦法が適用される⁽³⁰⁹⁾。

6. 上訴(appeals)

(1) 上訴の可否

制定法の条文⁽³¹⁰⁾に照らして、予備的差止命令を認容又は却下する決定に

べた。B.G. Soft Ltd. v. B.G. Soft Int'l Inc., 2002 U.S. Dist. LEXIS 13554, at *10 (E.D.N.Y. Apr. 3, 2002)

(308) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 324.

See Talladega Little League, Inc. v. Anderson, 577 So. 2d 1293, 1296 (Ala. 1991); ABBA Rubber Co. v. Seaquist, 235 Cal. App. 3d 1, 16 (Cal. Ct. App. 1991).

(309) 前掲 Minn. Power & Light Co. ケースにおいて第7巡回区控訴裁判所は、本件が州籍相違事件であって、インディアナ法が弁護士報酬の賠償を認めているとしても、不当に発せられた差止命令について弁護士報酬を回収することはできないとした。Minnesota Power & Light Co. v. Hockett, 14 Fed. Appx. 703,707 (7th Cir. 2001).

Bass v. First Pac. Networks, Inc., ケースは次のような事案である。遺言執行者が、株式の回復を求めて会社を訴えたところ、連邦地方裁判所は、株式は被相続人に対して有効に発行された旨決定する中間判決(interlocutory judgment)を認めた。地方裁判所は、上訴係属中の執行停止の条件として、株式価格相当額のボンド(supersedeas bond)の提供を会社に命じた。会社は、連邦民訴規則62条(d)項に従って、保険会社の発行するボンドを提供した。当事者は株式を売却して遺産に加える旨の和解に達した。遺言執行者は、連邦民訴規則65.1条に従って、ボンドに対する還付を求める申立てをし、地方裁判所はこれを認めた。加えて、遺言執行者は、州法に基づき、ボンドから弁護士報酬を回収することを求めた。地方裁判所はこれを拒否し、第9巡回区控訴裁判所も弁護士報酬の回収について州法の適用はないとして原審を是認した(Fireman's Fund Insurance Co. v. S.E.K. Construction Co., 436 F.2d 1345, 1351-52 (10th Cir.1971). を引用)。Bass v. First Pac. Networks, Inc., 219 F.3d 1052, 1055 (9th Cir. 2000).

(310) 28 U.S.C. § 1292.

§ 1292 中間的判断(Interlocutory decisions)

(a) 控訴裁判所(courts of appeals)は、本条(c)項及び(d)項の規定するものを除く、以下の上訴につき管轄権を有する。

(1) 差止命令を認容し、継続させ、変更し、却下し、若しくは取り消し、又は差止命令の取消しや変更を拒否する、連邦地方裁判所…及びそれらの裁判所の裁判官の、中間的命令(interlocutory orders)。ただし、最高裁判所に直接審査されるものを除く。

(c) 連邦巡回区控訴裁判所は、以下の上訴につき専属管轄を有する。

対しては、即時に上訴することができる⁽³¹¹⁾。

(2) 手続

連邦裁判所の民事事件では、判決又は命令が登録⁽³¹²⁾されてから30日以内に、地方裁判所の書記官(district clerk)に対して上訴通知書(notice of

(1) 本編第1295条の下で当該裁判所が上訴の管轄権を有する全ての事件における、本条(a)項又は(b)項に規定される中間的命令又は判決(interlocutory order or decree)からの上訴。

(311) 第3巡回区控訴裁判所を除くすべての連邦裁判所は、この制定法の文言の直接的な文言に照らして、連邦民訴規則65条(a)項により差止的救済を認容・却下・取消した命令は権利事項として上訴可能であることを認めている。Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 328; 1-7 Federal Litigation Guide § 7.35.

最高裁は、第1292条(a)項(1)号は差止命令を認容し又は拒否する命令について上訴管轄権を規定し続けていると述べる。El Paso Natural Gas Co. v. Neztosie, 526 U.S. 473, 482 (1999); Gulfstream Aerospace Corp. v. Mayacamas Corp., 485 U.S. 271, 287 (1988).

第3巡回区を除く連邦裁判所は即時の上訴を認めている。Casas Office Machs. v. Mita Copystar Am., 42 F.3d 668, 673 (1st Cir. 1994); Lamar Adver. of Penn., LLC v. Town of Orchard Park, 356 F.3d 365, 372 n.9 (2d Cir. 2004); NationsBank Corp. v. Herman, 174 F.3d 424 (4th Cir. 1999) [トライアル裁判所が事実上の差止命令(actual injunction)を認めた場合には、第1292条(a)項(1)号は直接に適用される]; McLaughlin v. Miss. Power Co., 376 F.3d 344, 352 (5th Cir. 2004) [緊急かつ回復不能の被害の恐れ(threat of immediate, irreparable injury)の追加的認定は不要である]; United States v. Bayshore Assocs., Inc., 934 F.2d 1391, 1395-96 (6th Cir. 1991); In re UNR Indus., 725 F.2d 1111, 1117-18 (7th Cir. 1984); Manion v. Nagin, 255 F.3d 535, 538 (8th Cir. 2001); Shee Atika, Inc. v. Sealaska Corp., 39 F.3d 247, 248-49 (9th Cir. 1994); Pimentel & Sons Guitar Makers, Inc. v. Pimentel, 477 F.3d 1151, 1153 (10th Cir. 2007); Cable Holdings of Battlefield, Inc. v. Cooke, 764 F.2d 1466, 1471 (11th Cir. 1985); International Asso. of Machinists & Aerospace Workers v. Eastern Airlines, Inc., 849 F.2d 1481, 1486 n.11 (D.C. Cir. 1988); Cross Med. Prods. v. Medtronic Sofamor Danek, Inc., 424 F.3d 1293, 1301 (Fed. Cir. 2005) [地方裁判所の命令が明確に差止命令を認めているなら、上訴人による深刻又は回復不能の結果(serious or irreparable consequences)の立証の有無にかかわらず、当該命令は第1292条(a)項(1)号の下で上訴可能である]。

第3巡回区控訴裁判所は、Carson v. American Brands, Inc., 450 U.S. 79, 101 S.Ct. 993, 67 L.Ed.2d 59 (1981). に依拠して、申立てを却下する命令が、「『深刻な、おそらく回復不能な、結果(serious, perhaps irreparable, consequence)』をもたらし、かつその命令は即時の上訴によってのみ『効果的に争いうる(effectually challenged)』ものであることを、上訴人が証明した場合にのみ上訴を認める。Id. 450 U.S. at 84, 101 S.Ct. at 996-97.』と述べた。

(312) Fed. R. Civ. P. 79(a). ただし、書記官による登録の懈怠があったとしても、そのことは上訴の適法性に影響しない。Fed. R. App. P. 4(a)(7)(B).

appeal)⁽³¹³⁾を提出しなければならない⁽³¹⁴⁾。同じ命令について複数の上訴をすることも許される⁽³¹⁵⁾。もし一方当事者が期間内に上訴通知書を提出した場合、他方当事者は提出から14日以内に上訴通知書を提出することができる(その場合、たとえ命令の登録から30日を経過していても構わない)⁽³¹⁶⁾。この上訴期間は管轄権に関わる問題であって、上訴審は延長することはできない⁽³¹⁷⁾。ただし、地方裁判所は、当事者が、登録後30日以内の申立てによって、不遵守が許される理由又は不遵守の正当理由(excusable neglect or good cause)を証明した場合には、限定的に期間を延長することができる⁽³¹⁸⁾。上訴通知書の提出を受けた地方裁判所の書記官は、そのコピーを申立人の代理人を除くすべての当事者の代理人に郵送することにより、上訴通知書の提出があったことを通知しなければならない⁽³¹⁹⁾。

また、地方裁判所の書記官は、上訴通知と訴訟記録のコピーを控訴裁判所の書記官に送付しなければならない⁽³²⁰⁾。これらの書記官の職務遂行の懈怠は上訴の適法性に影響しない⁽³²¹⁾。

すべての上訴人(合衆国とその公務員・機関を除く)は、上訴通知書を提出する際、上訴の申立料等を支払わなければならない⁽³²²⁾。また地方裁判所は、上訴における訴訟費用の支払いを担保するため、ボンドその他の担保を上訴人に要求することができる⁽³²³⁾。申立料の納付や担保の提供を怠ると、

(313) notice of appeal とは「トライアル裁判所の判決又は命令に対して上訴する意思を表明した文書であって、裁判所に提出されかつ他方当事者に送達されるもの」をいい、「ほとんどの法域においては、上訴通知書の提出は、上訴を完成させる行為である。」 Garner, *Black's Law Dictionary* (10th ed) at 1229.

(314) Fed. R. App. P. 4(a)(1)(A). ただし、合衆国又はその公務員若しくは機関が当事者の場合、上訴通知書は判決又は命令の登録後60日以内に提出すればよい。 Fed. R. App. P. 4(a)(1)(B).

(315) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 332.

(316) Fed. R. App. P. 4(a)(3).

(317) Fed. R. App. P. 26(b).

(318) Fed. R. App. P. 4(a)(5).

(319) Fed. R. App. P. 3(d)(1).

(320) Fed. R. App. P. 3(d)(1).

(321) Fed. R. App. P. 3(d)(3).

(322) Fed. R. App. P. 3(e).

(323) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 333.

上訴を却下される可能性がある。

(3) 執行停止の申立て

上訴に係る判決や命令の執行を停止させるためには(上訴の申立てによって自動的に執行が停止されるわけではない)、当事者は通常、上訴に係る判決や命令の停止(stay)を求める申立てを地方裁判所に行く⁽³²⁴⁾。例外的にそのような申立てを控訴裁判所に対して行う場合、申立人は、地方裁判所への申立てが実際的に困難であること、又は地方裁判所が当該申立てを拒絶もしくは求める救済を認容しなかったことを立証し、かつ、地方裁判所がかかる行動をとったことについてどのような説明をしたのかについて述べなければならない⁽³²⁵⁾。

(4) 審査基準

上訴審における審査基準は、「裁量権の濫用(abuse of discretion)」基準である⁽³²⁶⁾。より正確に言うと、事実認定については、「明白な誤謬(clear error)」基準、法的結論については、「覆審的(de novo)」基準⁽³²⁷⁾、及び要因(考慮要素)の比較衡量の妥当性については、「裁量権の濫用」基準が採られている⁽³²⁸⁾。ただし、例外的に原審決定の全体について、上訴審が覆審的に再

(324) Fed. R. App. P. 8(a) (1).

(325) Fed. R. App. P. 8(a) (2) (A).

(326) 一般原則として、原審の判断は、裁量権の濫用に当たらない限り覆滅されない。1-7 Federal Litigation Guide § 7.35; *Shire US Inc. v. Barr Labs. Inc.*, 329 F.3d 348, 352 (3d Cir. 2003).

(327) de novo とは「anew(もう一度; 改めて, 新規に)」という意味である。Garner, *Black's Law Dictionary* (10th ed) at 528.

hearing de novo とは、「1, 下級審の認定を尊重せず再審査をする裁判所が事件(a matter)を新規に決定すること」又は「2, あたかも審理がなかったかのごとく行われる新たな事件の審理」を意味する。*Id.* at 837.

trial de novo とは、「あたかも第1審でのトライアル(trial in the first instance)が存在しなかったかの如く行われる、事件全体(すなわち事実問題と法律問題の両者)についての新たなトライアル」をいう。*Id.* at 1737.

(328) *McCreary County v. ACLU*, 545 U.S. 844, 867 (2005) [地方裁判所の法的規律を覆審的に審査し、最終結論に裁量権の濫用がなかったかどうかを審査した事例]; *United States v. General Dynamics Corp.*, 415 U.S. 486, 508 (1974).

審査できる場合がある。たとえば、憲法問題が当該事件の争点となっている場合⁽³²⁹⁾、原審が審理を開かずに書証だけで事実認定している場合⁽³³⁰⁾、などである。

既存の予備的差止命令を変更する命令 (orders amending or modifying an existing preliminary injunction) に対する上訴審の審査も、予備的差止命令の認否と同様の判断基準に服する⁽³³¹⁾。しかし、変更が当初の差止命令の内容とはかけ離れたものとなったために上訴審の審査が認められた場合、その審査は覆審的なものとなる⁽³³²⁾。ただし、既存の予備的差止命令を単に解釈

連邦巡回区連邦高裁が原審の特許クレームの解釈を再審査する場合、覆審的審査をする。Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 332; Markman v. Westview Instruments, Inc., 52 F.3d 967 (Fed. Cir. 1995).

(329) Child Evangelism Fellowship of N.J., Inc. v. Stafford Twp. Sch. Dist., ケースにつき、第3巡回区控訴裁判所は、第1修正上の権利が争点となった事案において、記録全体の覆審的審査 (de novo review of the record) が適切であると判示した。同裁判所は、「我々は通常、明らかな誤謬 (clear error) が無い限り、予備的差止命令を根拠づける事実認定についてかき乱す (disturb) ことはしないが、事件において第1修正上の主張が提示された場合には、我々には記録を全体として独立に審査する憲法上の義務がある。Tenaflly Eruv Ass'n v. Borough of Tenaflly, 309 F.3d 144, 157 (3d Cir.2002).」と述べた。Child Evangelism Fellowship of N.J., Inc. v. Stafford Twp. Sch. Dist., 386 F.3d 514,524 (3d Cir. 2004).

(330) Brewer v. West Irondequoit Cent. Sch. Dist., ケースにおいて第2巡回区控訴裁判所は、地方裁判所が文書記録 (written record) のみに依拠して事実認定をした場合、上訴審は覆審的に審査するものと判示した。「本件のように、地方裁判所が文書記録のみに依拠して必要な事実認定をした場合、それら提出資料を閲覧し解釈するという点において我々は地方裁判所と同等の適切な立場にいるのであるから、我々はその記録を覆審的に審査する。Innovative Health Sys. v. City of White Plains, 117 F.3d 37, 43 (2d Cir.1997).」 Brewer v. West Irondequoit Cent. Sch. Dist., 212 F.3d 738, 743 (2d Cir. 2000).

Brewer ケースは文書記録のみに依拠した事実認定につき、上訴審が覆審的に審査できることを正面から認めた事例であるが、一般化できるかについては検討を要しよう。

(331) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 331. 裁量権の濫用基準が用いられる。Weight Watchers Int'l v. Luigino's, Inc., 423 F.3d 137, 141 (2d Cir. 2005); Houtl v. Houtl, 373 F.3d 47, 53 (1st Cir. 2004); Favia v. Indiana Univ., 7 F.3d 332, 340 (3d Cir. 1993).

(332) International Asso. of Machinists & Aerospace Workers v. Eastern Aielines, Inc., ケースにおいて特別巡回区控訴裁判所は、差止命令の範囲の変更は「本巡回区控訴裁判所の独立した判断により決せられるべき法律問題 (a question of law to be determined by the independent judgment of this Court) (Drummond Co. v. District 20, UMW, 598 F.2d 385 (5th Cir.1979). を引用)」であると判示した。International Asso. of Machinists & Aerospace Workers v. Eastern Aielines, Inc., 849 F.2d 1481, 1485 (D.C. Cir. 1988); Public Serv. Co. v. Batt, 67 F.3d 234, 237 n.3 (Internat'l Ass'n of Machinists v. Eastern Airlines, Inc., 849 F.2d 1481, 1485 (D.C.Cir.1988) を引用) (9th Cir. 1995).

したにすぎない命令については、上訴できないのが通常である⁽³³³⁾。

7. 裁判所侮辱

(1) 裁判所侮辱の制裁

裁判所は、予備的差止命令あるいは仮禁止命令に違反した者に対して、裁判所侮辱の制裁を科すことができる⁽³³⁴⁾。裁判所侮辱は、制裁の性質・目的により、民事的裁判所侮辱⁽³³⁵⁾と刑事的裁判所侮辱⁽³³⁶⁾に分けられる⁽³³⁷⁾。民事的裁判所侮辱は、裁判所の命令を将来にわたり遵守させる目的を有するのに対して⁽³³⁸⁾、刑事的裁判所侮辱の目的は、処罰と「裁判所の權威の回復(vindicate the authority of the court)」である⁽³³⁹⁾。

(333)「差止命令を変更する命令は1292条(a)項(1)号により上訴可能であるが、過去に登録された差止命令を単に明らかにする命令については上訴できない。」*Feliciano v. Rullan*, 303 F.3d 1, 7 (1st Cir. 2002)。

(334) contempt とは「裁判所又は議会の権限(authority)や高位高官(dignity)に反抗する行為」をいい、「かかる行為は司法の執行を阻害するので、通常は罰金や拘禁によって可罰的とされる。連邦民訴規則45条(e)項、及び連邦刑訴規則42条、注解付合衆国法律集18編401条」*Garner, Black's Law Dictionary (10th ed) at 385*。

(335) civil contempt とは「別の当事者の利益のために発せられた裁判所の命令に従わないこと」をいい、「民事的裁判所侮辱の手続の性質は強制・救済であることである。制裁は通常、侮辱者が裁判所の命令に従うまで拘禁することである。責任を問われる作為(又は不作為)は、被告の行動能力の範囲内のものでなければならず、裁判所侮辱の命令には制裁から解放される条件が述べられていなければならない。民事的裁判所侮辱による拘禁期間は不限定(indefinite)であり、被告が命令に従うまで存続する。」*Id.*, at 385。

(336) criminal contempt とは「裁判(justice)を妨害し又は裁判所の完全性(integrity)を攻撃する行為」をいい、「刑事的裁判所侮辱手続の性質は処罰である。刑事的裁判所侮辱手続の目的は、反復的又は悪質な裁判所の命令違反を救済することである。刑法上及び刑事手続上の全ての保障が適用され、また拘禁(commitment)には期限がなければならない。『刑事的裁判所侮辱は、通常の意味での犯罪である。それは法を犯す行為であり、罰金と自由刑(fine or imprisonment)により処罰される罪(public wrong)である。』*Bloom v. Illinois*, 391 U.S. 194, 201, 88 S. Ct. 1477, 1481 (1968)。」*Id.* at 385。

(337) *Shillitani v. United States*, ケースにおいて最高裁は、「刑事的裁判所侮辱から民事的裁判所侮辱を区別するのにしばしば役立つのは、処罰の事実ではなく、処罰の性質と目的である(*Gompers v. Buck Stove & Range Co.*, 221 U.S. 418, 441, 31 S.Ct. 492, 498 (1911). を引用)」と述べた。*Shillitani v. United States*, 384 U.S. 364, 369 (1966); *In re Hunt*, 754 F.2d 1290, 1293 (5th Cir. 1985)。

(338) *Int'l Union v. Bagwell*, 512 U.S. 821, 827-28 (1994)。

(339) *Scott & Fetzer Co. v. Dile*, 643 F.2d 670, 675 (9th Cir. 1981)。

(2) 民事的裁判所侮辱

(a) 手続の開始

裁判所侮辱手続は、一般的に、裁判所侮辱の制裁によって不利益を受ける当事者に対して防御の機会を与えるため、そのような命令ないし処分がなされるべきでない理由を示すよう促す理由開示命令(show cause order)の申立てにより開始される⁽³⁴⁰⁾。申立人が十分な主張をなしたと認められる場合、裁判所は民事的裁判所侮辱とするに当たらない理由の開示を、差止めを受けた当事者に命じる命令を発し、そのための審理日を指定するか、又は審理を不要とするに足る答弁書の提出を指示する⁽³⁴¹⁾。審理において、申立人は主張を基礎づける立証により理由開示命令を正当化しなければならず、差止めを受けた当事者はそれに応答する機会が与えられる⁽³⁴²⁾。

(b) 制裁の要件

予備的差止命令の違反を理由に民事的裁判所侮辱の制裁を科す場合、①有効な命令が存在すること、②差止めを受けた当事者がその命令を知っていること、そして、③その者が命令に従わなかったことにつき、明白かつ確信を抱くに足る証拠(clear and convincing evidence)により認定しなければならない⁽³⁴³⁾。申立当事者が侮辱行為について一応有利な事件(prima facie case)であることを立証した場合、差止めを受けた当事者が不遵守を説明する証拠を提出しなければならない⁽³⁴⁴⁾。侮辱行為の成立には、不遵守の故意は不要であり⁽³⁴⁵⁾、命令を遵守するための十分な注意を尽くさないことで足

(340) Reynolds v. Roberts, 207 F.3d 1288, 1298 (11th Cir. 2000).

(341) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 389.

(342) *Id.*

(343) FTC v. Kuykendall, 371 F.3d 745, 756-57 (10th Cir. 2004), *appeal after remand*, 466 F.3d 1149 (10th Cir. 2006).

(344) Chairs v. Burgess, 143 F.3d 1432, 1436 (11th Cir. 1998).

(345) Bad Ass Coffee Co. v. Bad Ass Coffee Ltd. Pshp., 95 F. Supp. 2d 1252, 1256 (D. Utah 2000).

りる⁽³⁴⁶⁾。差止めを受けた当事者は、命令遵守のための「すべての合理的措置(all reasonable steps)」を講じたこと、又は命令遵守が不可能であったことを、明白かつ確信を抱くに足る証拠により立証することで、制裁を免れることができる⁽³⁴⁷⁾。

(c) 決定

裁判所は、両当事者の意見を聴き、差止めを受けた当事者が差止命令に違反したかどうか、そして違反がある場合、救済としての制裁が必要かどうかを判断する⁽³⁴⁸⁾。

裁判所は、民事的裁判所侮辱の制裁として、救済法で認められる手段を講じることができる⁽³⁴⁹⁾。用いることのできる制裁の種類は、制裁金(fine)と拘禁(imprisonment)(及びその併科)である⁽³⁵⁰⁾。ただし、申立人への支払を命ずる制裁金の賦課については、申立人が損害を受けている場合に限り、命じることができる⁽³⁵¹⁾。裁判所は、「法が課した義務内容」の履行を強制する

(346) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 388.

第7巡回区控訴裁判所は、地方裁判所は命令内容の履行に際して合理的な勤勉さと精力(reasonable diligent and energetic)とを欠くことを以て、民事的裁判所侮辱を問うことが許されるとした。American Fletcher Mortg. Co. v. Bass, 688 F.2d 513, 517-18 (7th Cir. 1982).

(347) Bauchman v. West High Sch., 906 F. Supp. 1483, 1494 (D. Utah 1995); Donovan v. Burgett Greenhouses, 759 F.2d 1483, 1486 (10th Cir. 1985).

(348) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 389.

(349) E.E.O.C. v. Guardian Pools, Inc., において第11巡回区控訴裁判所は、「地方裁判所は、当該状況に応じた適切な裁判所侮辱に対するエクイティ上の救済を形成する広範な裁量権を有する。McComb v. Jacksonville Paper Co. 事件(336 U.S. 187, 193, 69 S. Ct. 497, 500, 93 L. Ed. 599 (1949))において最高裁が述べたように、裁判所は『その命令への履行を確保するのに必要な救済を認容する』権限を有する。『民事的裁判所侮辱手続において裁判所がどの程度の権力を用いるかは、完全に remedial relief の要請によって決定される。これには様々な種類の行為の実行が含まれうる(United States v. UMW, 330 U.S. 258, 304, 67 S.Ct. 677, 701, 91 L.Ed. 884 (1947). を引用)』』と述べた。E.E.O.C. v. Guardian Pools, Inc., 828 F.2d 1507, 1515 (11th Cir. 1987).

(350) Bad Ass Coffee Co. v. Bad Ass Coffee Ltd. Pshp., 95 F. Supp. 2d 1252, 1256 n.6. (D. Utah 2000) (18 U.S.C. § 401 (1994). 及び Fed.R.Civ.P. 70. を引用).

(351) Dystar Corp., 1 F. Supp. 2d 48, 58 (D. Mass. 1997); Crandall v. Conole, 230 F. Supp. 705, 713-14 (E.D. Pa. 1964).

ために、民事的裁判所侮辱に問われている者を拘禁することができる⁽³⁵²⁾。その他、裁判所は、当該事案の特殊事情に応じて、様々な救済措置を講じている⁽³⁵³⁾。

(d) 効力

民事的裁判所侮辱の命令は、刑事的裁判所侮辱と異なり、差止命令が取り消され又は無効となった場合、その効力を失う⁽³⁵⁴⁾。

(3) 刑事的裁判所侮辱

(a) 手続

刑事的裁判所侮辱手続においては、刑事トライアルの基本原則が適用される⁽³⁵⁵⁾。したがってその手続は、被疑事実について告知と助言を受ける権利、証人喚問権(right of the accused to call witness)などを含めたデュー・プロセスに沿うものでなければならない。刑事的裁判所侮辱の申立ては、合理的な疑いを超える証明により根拠づけなければならない、被告人は重大な

(352) *A.V. by Versace, Inc. v. Gianni Versace, S.p.A.*, 2002 U.S. Dist. LEXIS 16323, at *33-34 (S.D.N.Y. Sept. 3, 2002).

(353) *Stoll-DeBell*, *supra* note 8, at 389.

Citronelle-Mobile Gathering, Inc. v. Watkins, 943 F.2d 1297, 1305-07 (11th Cir. 1991) [侮辱者の全資金・資産の消費・処分を禁止し、銀行と金融機関に対して、その所在地を問わず、侮辱者の資産の凍結、裁判所の選任する財産保全管理人(receiver)を介する支払い、及び侮辱者の手形・小切手・その他の支払指図の引受けの禁止を命じる命令を発令]; *Delaware Valley Citizens' Council for Clean Air v. Pennsylvania*, 678 F.2d 470, 474, 479 (3d Cir. 1982) [連邦運輸長官に対して、侮辱者たるペンシルバニア州への連邦資金の支出の留保、及び侮辱者のための計画の認可の停止を命じた。]; *Lance v. Plummer*, 353 F.2d 585, 592 (5th Cir. 1965) [侮辱者たる補助的執行官代理(auxiliary deputy sheriff)に対して、命令遵守への意思を見せるまでバッジを返上するよう命じた。]; *Omaha Indem. Co. v. Wining*, 949 F.2d 235, 238-39 (8th Cir. 1991) [侮辱者の財産保全管理人を選任した。]; *Apex Fountain Sales v. Kleinfeld*, 27 F.3d 931, 934 (3d Cir. 1994) [侵害物の製造に使用された装置を破壊するため連邦執行官(U.S. Marshall)に引き渡すよう侮辱者に命じた。]; *Parker v. United States*, 126 F.2d 370, 378-79 (1st Cir. 1942) [侮辱者たる会社が命令遵守を拒絶したことについて責任がある個人の拘禁を命じた。]

(354) *United States v. United Mine Workers*, 330 U.S. 258 (1947).

(355) *Bloom v. Illinois*, 391 U.S. 194, 205 (1968).

裁判所侮辱に問われている場合には、陪審によるトライアルを受ける権利がある⁽³⁵⁶⁾。

(b) 要件

刑事的裁判所侮辱による処罰の前提として、合法的かつ合理的範囲で具体的な差止命令(lawful and reasonably specific injunction order)と、故意による命令違反(willful violation of that order)の両者が存在しなければならない⁽³⁵⁷⁾。故意(willfulness)とは、「自己の行為が違反であると知り又は合理的に知ることができたこと」を意味する⁽³⁵⁸⁾。

(c) 決定

罰金(fine)又は自由刑(imprisonment)を科す⁽³⁵⁹⁾。自由刑を科す場合、特定の期限を定めるか、又は侮辱者が命令を遵守するまでの期間に限定しなければならない⁽³⁶⁰⁾。

(d) 効力

民事的裁判所侮辱と異なり、当該被告がひとたび刑事的裁判所侮辱と認定されたなら、たとえその後に差止命令が取り消されたとしても、刑事裁判所侮辱は影響を受けず効力を失わない⁽³⁶¹⁾。

[付記] 本稿は、科学研究費(基盤研究 C・課題番号 24530106)の成果の一部である。

(356) 以上につき, Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 390.

(357) *Richmond Black Police Officers Asso. v. Richmond*, 548 F.2d 123, 129 (4th Cir. 1977).

(358) *United States v. Blackman*, 2005 U.S. Dist. LEXIS 25622, at*8 (W.D. Va. Oct. 19, 2005).

(359) *Carter v. United States*, 135 F.2d 858, 864 (5th Cir. 1943).

(360) Stoll-DeBell, *supra* note 8, at 390-91.

(361) *Id.*, at 390. *United States v. Goodyear Tire & Rubber Co.*, 493 U.S. 132, 276 .